

県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例

(通称：少子化対策推進条例) について

1 条例制定の背景

本県における令和3年の出生数が過去最少を記録するなど、コロナ禍において少子化の進行が加速しており、地域社会の持続可能な発展に対する大きな脅威となっている。このため、地域社会全体が総力を挙げて少子化対策を推進し、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望をかなえることのできる社会の実現を期して、住民の代表である県議会の総意により条例を制定した。

2 条例の特徴

- 結婚、妊娠、出産及び子育てに関する多様な価値観を尊重し、一人一人の希望をかなえることのできる社会の実現に向けた取組を推進
- 基本的施策において、就業による経済的自立から結婚、妊娠、出産及び子育てに至るまでの各段階に応じた切れ目のない支援を推進
- 少子化対策・子育て支援に関する都道府県条例としては初めて、地域の特性を生かした取組等として、移住定住の促進を見据えた施策の展開や就業者の増加に向けた事業者の取組への支援について規定
- 職場環境の整備として、ワークライフバランスの確保に加え、職場におけるハラスメントの防止について規定

3 条例の概要

目 的 (第1条)

この条例は、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び学校の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえるための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定 義 (第2条)

「少子化対策」とは、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けて行う少子化を克服するための全ての取組をいう。

基本理念 (第3条)

少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 結婚、妊娠、出産及び子育てに関する多様な価値観が尊重され、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階における一人一人の希望が実現されるよう、最大限配慮すること。
- (2) 県、市町村、県民、事業者及び学校の連携及び協力の下、地域社会全体で総力を挙げて取り組むこと。
- (3) 保健、医療、福祉、経済、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (4) 自然的、社会的条件その他の地域の特性及び魅力並びに最新の科学技術の成果を踏まえて、効果的に取り組むこと。

責 務・役 割

対象者	主な内容
県 (第4条)	少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
市町村との連携等 (第5条)	県は、少子化対策に関する施策の推進に当たり市町村と連携するとともに、市町村が実施する少子化対策に関する施策に協力する。
県 民 (第6条)	少子化対策についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める。
事 業 者 (第7条)	雇用者に対する少子化対策についての関心と理解を深め、事業活動において少子化対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策へ協力するよう努める。
学 校 (第8条)	家庭の役割及び重要性に関する理解並びに妊娠及び出産に関する理解が図られるよう努める。

基本的施策

分野別の取組

項目	主な内容と取組の主体
就業の支援 (第10条)	【 県 】市町村、関係団体等と連携して、県民が安定した雇用を確保し、経済的に自立することにより、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望が実現できるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供等必要な支援を行う。
結婚の支援 (第11条)	【 県 】市町村、関係団体等と連携して、結婚を望む者が結婚することができるよう、最新の科学技術の活用その他の方法により、出会いの場の提供、相談体制の充実、情報の提供等必要な支援を行う。
妊娠、出産及び子育ての支援 (第12条)	【 県 】・県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村が行う母子保健サービス、保育サービス等の取組を支援する。 ・保育サービスの利用状況、生活状況等にかかわらず安心して子育てができるよう、家庭における保育及び生活に対する不安及び課題を抱える保護者に対し、必要な支援を行う。 ・疾病、家庭環境等の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども及び保護者並びに妊婦等に対し、必要な支援を行う。
職場環境の整備 (第13条)	【 県 】・子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、事業者及び雇用者に対する普及啓発に努めるとともに、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るために必要な取組の普及、保育等に係る体制の整備等必要な支援を行う。 ・事業者に対し、雇用管理上必要な措置及び職場環境の整備に関する情報提供、相談、助言等必要な支援を行う。 【事業者】・結婚、妊娠、出産及び子育てに関する言動により雇用者の就業環境が害されることのないよう、雇用者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講ずるよう努める。 ・職場における慣行、職場の雰囲気等により、雇用者の結婚、妊娠、出産及び子育ての希望が妨げられないことがないよう、必要な職場環境の整備に努める。

横断的な取組

項目	主な内容と取組の主体
ライフデザイン教育の推進 (第14条)	【 県 】 学校と連携して、子どもが結婚、子育てに希望を持つことができるよう、子どもの関心及び理解を深めるために必要な教育を推進する。
地域の特性を生かした取組等 (第15条)	【 県 】 ・ 県内への移住及び定住の促進が少子化の抑制に資することに鑑み、県内において就業、結婚、出産及び子育てを希望する者の更なる増加に必要な地域の特性を生かした施策を総合的に講ずる。 ・ 事業者が県内における就業者の増加、就業の継続等の少子化の抑制に資すると認められる取組を行う場合において、必要な支援を行う。
社会全体の気運醸成 (第16条)	【 県 】 社会全体において、結婚、出産及び子育てについての関心及び理解を深め、不安感を解消するとともに、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発等必要な措置を講ずる。

施策を総合的かつ計画的に推進するための規定

項目	主な内容
行動計画 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を作成し、公表する。 ・ 行動計画策定に当たっては、少子化に係る実態の把握及び要因の分析を行うとともに、県民の意見を反映するよう努める。 ・ おおむね5年ごとの行動計画の見直し 他
財政上の措置 (第17条)	少子化対策に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
施策の実施状況の報告及び公表 (第18条)	毎年、県が講じた少子化対策に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する。
検討 (附則第2項)	条例の施行後おおむね5年ごとに、施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。